

令和7年度公益財団法人亀岡市スポーツ協会
少年スポーツ競技力向上事業補助金交付事務処理要項

(趣旨)

亀岡市内の児童及び生徒が、スポーツをととして青少年の健全育成を図るとともに、競技力の向上を図り、京都府、近畿地区、全国等のスポーツ大会に出場し、優秀な成績をおさめることを目的とした事業に対し、この要項により予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象事業の概要)

- | | |
|-----------|--|
| 1. 補助対象事業 | 1) 強化練習事業(合宿を含む)
2) 強化試合、記録会事業
3) その他少年スポーツ競技力向上のための事業 |
| 2. 参加対象 | 亀岡市内の小学校児童、中学校・高等学校生徒 |
| 3. 補助対象団体 | 競技団体及びスポーツ少年団(計5団体) |
| 4. 事業実施期間 | 令和7年4月1日から令和8年2月28日まで |
| 5. 補助金交付額 | <u>総事業費の2分の1とし、20,000円を限度とする。</u> |

(交付申請)

補助金の交付を受けようとする団体は、別に定める補助金交付申請書(競技力向上様式)を提出しなければならない。

(補助金の交付)

申請された内容を審査し、適当と認めた団体に対し、予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

(実績報告)

補助事業完了後1ヶ月以内に、別に定める実績報告書(競技力向上様式)を提出しなければならない。

6. 証拠書類の整備について

証拠書類（領収証）は「支出科目の説明・整備要項」を参照のうえ、科目ごとに完備し、各団体において5年間保管して下さい。なお、実績報告書には領収証の写しを添付して下さい。

【支出科目の説明・整備要項】

科 目	説 明	証 拠 書 類
会議費	会議等の茶菓子代 一人当たり@500円程度	業者の発行する領収証 *補助金対象外
旅費交通費	交通費等	公共交通機関の料金 *経路、金額を記入し添付
宿泊費	宿泊費等	業者の発行する領収証
通信運搬費	切手、はがき等 用具、器具等運搬費	購入業者の発行する領収証 業者の発行する領収証
消耗品費	事業開催に伴う消耗品	購入業者の発行する領収証
印刷製本費	印刷代等	業者の発行する領収証
使用料及び 賃借料	会場使用料、会議室使用料、 用具・器具使用料	利用施設管理者及び所有者 の発行する領収証
保険料	傷害保険料	業者の発行する領収証
諸謝金	競技役員 @2,000円 競技補助員 @1,000円 医師 @20,000円 看護師 @10,000円 *1日あたり上記の単価を 目安とする。	個人領収証 *自署または押印のこと
諸会費	大会参加費	主催団体が発行する領収証
雑費	上記項目以外の費用	業者の発行する領収証 *補助金対象外

*領収証等の宛名、但し書きの記載漏れに注意してください。

*食糧費は、すべて補助金対象外です。